

## 平成23年度耕作放棄地対策関連施策一覧

番号	事業名	事業概要	負担割合	担当課(室)
1	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国補)	<p>荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受け再生利用者が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等を総合的に支援する。</p> <p>(1) 事業主体：地域農業再生協議会・地域担い手育成総合支援協議会                      (2) 事業対象者：農業を営む個人、農業者組織、農業参入法人等                      (3) 事業内容                      再生利用活動                      再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び土づくりを支援                      ・定額支援【5万円/10a】                      ・重機等を用いて行う場合【1/2等】                      土づくりに対し支援【2.5万円/10a】(2年目)                      営農定着を支援【2.5万円/10a】                      施設等補完施設                      用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等                      経営展開                      経営相談・指導、実証圃の設置等</p>	補助率： 定額、1/2以内	担い手・農地保全対策室 農地活用係
2	中山間地域等直接支払制度(国補)	<p>中山間地域等において、農業生産活動の継続等を支援していくことにより、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、交付金を交付する。</p> <p>(1) 交付対象者                      集落協定等に基づき、5年以上継続して、農業生産活動等を行う農業者等                      (2) 対象農用地                      1ha以上の面的なまとまり若しくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同作業が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上の農業生産条件の不利な農用地                      ・通常基準(急傾斜、緩傾斜等)                      ・特認基準(急傾斜のみ)</p>	補助率： 国 1/2 県 1/4 市町 1/4	担い手・農地保全対策室 直接支払係
3-1	農業者戸別所得補償制度における規模拡大加算(国補)	<p>農業者戸別所得補償制度の一環として実施するものであり、農地利用集積円滑化団体が農地の出し手と受け手の間に入って、面的集積し経営規模を拡大した場合に加算金を交付する。</p> <p>(1) 対象農地                      農業者戸別所得補償制度加入者が、農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連担化)するために新たに利用権設定(設定期間6年以上)した農地                      (2) 交付単価                      2万円/10a(利用権設定面積に応じて、農地の借り手に設定した年度に交付)                      (3) 面的集積(連担化)要件                      ア 畦畔等で接続しているもの                      イ 農道又は水路等を挟んで接続しているもの                      ウ 各々一隅で接続し、作業の継続に影響しないもの                      エ 地域農業再生協議会が一連の作業を継続するのに適当と認めるもの等</p>	補助率： 定額(2万円/10a)	農産園芸課 米麦係 (担い手・農地保全対策室 農地活用係)
3-2	農業者戸別所得補償制度における再生利用加算(国補)	<p>農業者戸別所得補償制度の一環として実施するものであり、地域農業再生協議会が作成した「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、耕作放棄地を再生して麦、大豆、なたね、そばを作付けした場合に加算金を交付する。</p> <p>(1) 対象農地                      耕作放棄地全体調査、農地利用状況調査により把握している耕作放棄地等                      (2) 交付期間                      最長で5年間                      (3) 交付単価                      平地：2万円/10a                      条件不利地：3万円/10a</p>	補助率： 定額(2万円/10a、3万円/10a)	農産園芸課 米麦係 (担い手・農地保全対策室 農地活用係)

番号	事業名	事業概要	負担割合	担当課(室)
4-1	鳥獣被害防止総合対策事業(国補)推進事業(ソフト事業)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向け、鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、地域の実情に応じて各種関連事業との連携の下に実施される、次の事業内容の実施に要する経費に対し補助する。 (1)事業主体：市町 (2)事業実施主体：市町協議会 (3)事業内容 推進体制整備(協議会等) 個体数調整(捕獲機材、狩猟免許講習会等) 被害防除(研修会等) 生育環境管理(緩衝帯等)	補助率：定額(200万円以内)	担い手・農地保全対策室 鳥獣害対策係
4-2	鳥獣被害防止総合対策事業(国補)整備事業(ハード事業)	(1)事業主体：市町 (2)事業実施主体：市町、市町協議会、農協等 (3)事業内容 鳥獣害防止施設 処理加工施設 地域提案	補助率：1/2	担い手・農地保全対策室 鳥獣害対策係
5	鳥獣害防止施設整備事業(県単)	野生鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な次の施設等の整備に要する経費に対し補助する。 (1)事業主体：市町 (2)事業実施主体：市町、市町協議会、農協、認定農業者、営農集団等 (3)事業内容 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥網 等 捕獲用具(箱わな、囲いわな) 緩衝帯の設置	補助率：1/3(県1/3、事業実施主体2/3)	担い手・農地保全対策室 鳥獣害対策係